5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
［略］	［略］	［略］

（報告の方法等）

第十三条　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあっては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日までに、法第二十六条第一項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　令第五条第二号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

二　令第五条第六号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百二十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

三　令第五条第九号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2～4　［略］

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第二十条　［略］

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項（同法第百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項に規定する主務大臣
［略］	［略］	［略］

（報告の方法等）

第十三条　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあっては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　令第五条第二号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百一条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

二　令第五条第六号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百二十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

三　令第五条第九号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2～4　［略］

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第二十条　［略］

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法